

国立高等専門学校を受験を希望する皆様へ

平成 27 年 9 月 24 日  
独立行政法人国立高等専門学校機構

### 災害救助法適用地域における災害で被害を受けた受験生への特例措置について

このたびの被災地域の方々、また、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

独立行政法人国立高等専門学校機構では、平成 28 年度国立高等専門学校入学者選抜について、次の特例措置を決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 特例措置の対象入試

平成 28 年度入学者選抜（被災日以降に出願手続きをするもの）

##### 2. 措置内容

検定料の免除

##### 3. 対象者

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校を受験する者で、その主たる家計支持者が災害救助法適用地域（別紙「災害救助法適用地域参照」）に居住していて被災し、市区町村等の発行する災害証明書の交付を受けた者

[東日本大震災により被害を受けた方への特例措置はこちら](#)

##### 4. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に「災害証明書」を添付し各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請を希望される者は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

##### 5. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。（合格後に各国立高等専門学校の所定の手続きが必要となります。）

##### 6. その他

申請方法等については、入学を志望する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局  
電 話 042-662-3142  
URL <http://www.kosen-k.go.jp/>

## 平成27年9月24日現在の災害救助法適用地域

○口永良部島（新岳）噴火に係る災害救助法の適用地域

（第1報、法適用日：平成27年5月29日）

【鹿児島県】 熊毛郡屋久島町

○平成27年台風第18号等による大雨に係る災害救助法の適用地域

（第4報、法適用日：平成27年9月9日）

【茨城県】 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、  
結城郡八千代町、猿島郡境町

【栃木県】 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、  
下都賀郡野木町

【宮城県】 仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、  
遠田郡涌谷町